

資料紹介

債務とジェンダーに関連する英文博士学位論文

宮坂順子

はしがき

昭和女子大学女性文化研究所は、大学院生活機構研究科の附属機関として、本研究所の研究目的に沿った最新の海外の学位論文を収集し、本紀要を通じてその紹介に努めてきた。この取り組みは、1990年から継続的に行われており¹、外部に最新の文献情報を提供するという役割を果たしている。また、この取り組みは大学院生各自の研究活動にも大いに役立てられており、今回、筆者も執筆の機会を与えられた。

筆者は、深刻化しつつある消費者問題のひとつである多重債務者問題を修士論文のテーマとし、「現代消費社会と多重債務者問題－ジェンダー分析を加えた検討－」(2002)において、多重債務者へのアンケート調査とインタビュー調査を実施した。借入れ状況、債務整理、借入れ意識におけるジェンダー差を追求した結果、日本における多重債務の状況には、性別役割意識を始めとするジェンダー課題が大きく影響していることが明らかになった。今まで、消費者問題領域において消費者被害の分析視点に、ジェンダーがほとんど取り上げられていないことから、この問題意識を更に発展させていきたいと考え、今年(2002年)4月から、当研究科博士後期課程に入学した。今後の研究活動には研究テーマに関連する最新の海外文献情報の入手は不可欠であり、そのため今回は、先行する関連英文学位論文の検索を行なったので一部紹介したい。

文献検索のキーワードは、consumer, debt, household, woman or gender とし、これらの組み合わせにより該当する1990年代以降のdissertationをUMI (University Microfilms International) から検索した。その結果debt, gender という共通のキーワードを持つdissertation 2件が検索された。これらは共に、アメリカ合衆国における個人債務から派生する問題を研究テーマとした実証研究であり、その分析視点の一部にgenderが入っているという点で共通している。しかし、方法論、章構成に大きな違いがみられた。筆者の関心テーマである“debt and gender”に引き付けて、2つのdissertationの紹介を行ないたい。なお紹介の順序は筆者の研究課題にとって密接な関係をもつものからとする。

1 伊藤・堀内(1990)、内藤(1993)、中野(1994)、松葉口(1996)、粕谷(1999)、齊藤(2001)

1、自己破産におけるスティグマ：羞恥心、ジェンダー、夫婦の不調和についての考察 (Personal Bankruptcy through the Eyes of the Stigmatized : Insight into Issues of Shame , Gender , and Marital Discord by Deborah K. Thorne, vi, 360p. Washington State University, 2001)

Thorneの上記学位論文は、2001年5月にワシントン州立大学の社会学研究科に提出され、Ph.D.の学位を与えられたものである。主査はDr. Lisa J. McIntyne であり、副査はDr. James F. Short Jr. , Dr. Teresa A. Sullivan , Dr. Louis N. Gray の3名である。

全体の章構成は、序論、第1章～第10章、引用文献、資料（方法論、7章に関連する破産申請資料、インタビュー質問項目およびアンケート調査票）より成る。各章のタイトルは以下の通りである。

- 第1章 破産法の歴史と現状
- 第2章 「平均的」破産者像：ステレオタイプを暴き、組織の権力を見極める
- 第3章 スティグマ：破産を隠蔽し、羞恥心を押さえる
- 第4章 スティグマ：心ならずも暴露され、評判を落した自己
- 第5章 スティグマ：一般社会に戻るため、破産を否定する
- 第6章 債務と破産：女性の仕事として示された本質
- 第7章 ジェンダー差を理解する
- 第8章 夫婦関係に及ぼす破産の影響：闘いではなく苦しみ
- 第9章 破産した後の生活
- 第10章 結論

Thorneは序論において、学位論文のテーマに自己破産者を取り上げた理由を以下のように述べている。1998年、7章破産²の申請が10年前と比較すると驚異的増加を示している。しかし、一般の人々の自己破産者への認識は、一様に「自己破産はもはや不名誉なことではなくなったため、不謹慎なアメリカ人は故意にクレジットの借金をため込んで破産・免責を受けて、債権者に対し詐欺行為を働いている」というものである。これは、一般人のみならず金融業界の専門家、政治家の公式発言にも共通しており、破産者は「怠け者」「恥知らず」「敗者」といったステレオタイプに括られている現状がある。今まで、数少ない例外を除いて、破産事例は社会学の学問領域の射程には入っていなかった。しかし、破産事例は、個人的問題と社会問題との関連性において、いかに社会構造が個人の生活に影響を及ぼしているかが明らかに出来ると共に、スティグマやジェンダーやクライシスといった社会的概念を研究する機会を与えてくれるとThorneは認識するのである。

2 非事業者や個人の最も一般的な破産手続きで"liquidation," "straight bankruptcy," "fresh start bankruptcy"といわれており、破産者の70～80%がこの手続きの申請を行う (Epstein, Nickels and White 1993)。清算除外財産の範囲は広いが、資産を清算して債権者への返済を図る。この他に定期収入がある個人のための債務整理手続きとして、13章破産もある。

調査方法には、自己破産を経験した夫婦、裁判所の判事、弁護士、管財人、CCCS³カウンセラー、破産未経験者、大学生へのインデプスイタビューやアンケート調査を用い、ステレオタイプではない破産者の多様性と自己破産に伴う様々なスティグマを実証している。以下、各章の概要を紹介する。

第1章で、Thorneは最初にアメリカ合衆国の破産法の歴史を叙述している。1776年に合衆国建国後、100年以上の間、米国の破産法は制定されては短期で消え、長期継続したものはなかった。1898年、“Act”あるいは“Torrey Bill”と呼ばれる破産法が制定された。この破産法は「債務を持つ何人も自発的な破産者としての恩恵を受ける権利を与えられており、申請時期や居住地によって、その権利は侵害されない」というもので、1978年に“Code”あるいは“Bankruptcy Code”と呼ばれる現行の破産法に改正されるまで継続した。現行法は、“Act”と比べると破産者の処罰より、むしろ社会復帰に力点を置いていることで、「最も債務者にやさしい破産法」といわれているとThorneはAlces と Howard (1995)⁴の説を紹介する。次にThorneは破産法に定められた債務整理の類型と、破産申請のプロセスを述べている。そして最後に、CCCSにおけるクレジットや負債の整理および、債務者へのカウンセリング活動にもふれている。

第2章では、Thorneはインデプスイタビューを実施した破産経験のある4組の夫婦から、明白な多様性を指摘している。たとえば、ある者は月に4,800ドルの収入があるが、他方では1,000ドルそこそこしか稼げない者もいる。ごく少数は新築の広い家を所有しているが、取り壊し寸前の借家に住む者もいる。また、負債についても、ある者は10,000ドル以下だが、他方は65,000ドル以上で破産申請をしている。学歴も4年制大学卒業者もいれば、ハイスクール中退者もいる。Thorneはこれらの実態を夫婦の職業や教育レベル、収入、資産、負債における借入れ比率、人種・国籍についてそれぞれの概数を明らかにし、回答者が平均的か特殊かを、2000年に行われた消費者破産プロジェクトの大規模調査のサンプルと比較している。一般人が持つ破産についての知識は、ほぼ統計からのものである。その結果、実際の債務者や自己破産申請者の込み入った事情や因果関係はほとんど明らかにされていない。Thorneはこの章では、破産者の多様性を示し、ステレオタイプ化された破産者像を打破し、「破産者となったことは自己責任だと非難される傾向があるが、人間は社会的な存在であり、自己選択に際しても社会状況が大きく影響している」と論述している。

第3章では、Thorneはこの研究にとって重要な概念「スティグマ」について定義している。まず、破産のスティグマに関する先行研究や現代の証言等を紹介している。次に、CCCSのクライアントにインデプスイタビューとアンケート調査を実施した結果から、破産経験者の多くは、このスティグマのために、身分や年齢に関わらず、友人、同僚、雇用主のみならず、両親にも破産したことを知らせたがらず、周りの者にいかに破産を

3 Consumer Credit Counseling Services：全米におよそ1,500箇所あり、債権者やクライアントからの寄付で賄われている非営利の多重債務者支援組織。債務者への債務相談、債務整理および教育プログラムを実施している。

4 Alces, Peter A. and Margaret Howard. 1995. *Cases and Materials in Bankruptcy*. St.Paul, MN:West Publishing.

隠そうとしたがっているかを例証している。その上、彼ら自身も「怠け者」でも「敗者」でもないという証拠があるにも関わらず、破産申請を出すまで、「自己破産は道義的に悪い」という思いや「善良で責任感のある人間は、請求書の支払いは必ず行なうものだ」という思いに苛まれており、更に、多くの破産者は破産申請後もこの心情を持ち続けていることを明らかにしている。

第4章では、破産の公表が法的に定められている事実に言及し、それに伴うステイグマを検討している。汚名を着せられた人々にとって、意に反して破産の事実を公表されることは好ましいことではない。そのため、破産により評判を落した自己を隠したがる。しかし、ひとたび裁判所に破産を申請すると、債務者の差し迫った破産を債権者に知らせるため、氏名が地方新聞に掲載される。また、破産後少なくとも10年間は、継続的に信用情報に登録され、金融業者、不動産仲介人、雇用主はこの情報をチェックすることが出来るなど、破産の事実はいたるところで公にされる。更に、破産申請者は債権者会議への出席が法的に義務付けられており、その場で破産管財人からの審尋や債権者との対決もある。しかし裁判の場では、破産者が自らの体験を述べたりする機会はほとんど与えられていない。

第5章では、Thorneは債務者の破産後の反動を明らかにしている。インタビューでは、破産した者は他の破産申請者との差別化を目論み、ステイグマを投げ捨てて一般の人々と同じ社会的立場に戻りたいと切望していることを示している。たとえば、破産者はしばしば「多くの債務者は破産システムを悪用しているが自分はそうではなく、どうしても必要であった」と主張したり、「今後は収入内で暮らし、もう決して自己破産はしない」と力説したりする。

第6章では、破産に際し、ジェンダーが非常に大きな影響力を持つ主要な構成要素であることを明らかにしている。Thorneは、当初、破産はジェンダーニュートラルであると予想していたが、調査を始めてすぐ、この重大さに気付いたと述べている。インタビューした19組の夫婦のうち、13組までが夫は妻に債務管理を押し付けており、妻たちは、冷淡で短気な債権者との交渉や請求を綱渡りのようにたった一人でこなしていた。これは自己破産の決定でも同様であった。夫たちは妻たちの努力を十分認めていながら、決して手助けしない。その結果、債務の管理をさせられている妻たちは、しばしば孤立感、怒り、苦渋、驚愕、失望を感じ、自殺さえも考えるようになる。一方、夫たちが最初を感じることは、家族を扶養する者としての挫折感であることをThorneは例証し、債務管理において、家族が一つの集団として機能していないことを実証している。

第7章では、債務管理に関わるジェンダー化された特質について検討している。Thorneは破産にまつわる妻と夫の関係性を以下のように述べている。すなわち、一家が破産に陥らぬよう妻が苦慮しているにもかかわらず、夫は傍観しているという状況は、一見不自然に見える。特に男性にとっては、破産は自分の家族を養う能力が否定され、体面を傷つけられることであると理解しているにもかかわらず。その上、前述したように、破

産は世間的に非難されるのであるから、妻と一緒に夫も財政危機から抜け出す努力をするべきだと考えるのが一般的だが、実際はそうではない。この不平等性は、夫たちは家庭において、支配と権力の立場を維持しつづけているため、多くの家事の中で不愉快な日常の雑用部分を妻に押し付けているということで説明できる。Thorneはハートマンの言葉を借りて、「家族は利害が一体化された集団というより、むしろ闘争の場」とであると論述している。

第8章では、破産が夫婦の関係性に及ぼす影響について検討している。破産に際し、夫たちよりずっと、妻たちは脅えたり怒りを感じたりする度合いが強い。当然その非難は夫たちに向けられ、夫婦の関係性が悪化するというものである。破産申請をする夫婦の離婚率は一般と比べて2倍ほど高い傾向があるとされているが、Thorneがインタビューした夫婦も、感情的な葛藤だけではなく、現実的に別居や離婚の危機があった事を明らかにしている。しかし、その一方で、破産が結婚生活の安全弁の役割を果たし、夫婦関係の破綻を食い止めているという事実も明らかにしている。

第9章では、破産した後の生活を調査している。Thorneは、インタビューした債務者たちは破産を申請した時、例外なく強い開放感を感じ、多くの人は初めて自分の人生に長期的希望を持つようになり、将来の計画を立て始める事ができたと語ったと述べている。また、破産により結婚生活が救済された何組かの夫婦はいるが、大多数は7章手続きによるフレッシュスタートが確定した後でも、依然として収入内でのやりくりで四苦八苦している現状も明らかにしている。

第10章 Thorneは最終章としてこの研究の総括を行なっている。まず、この研究から得られた知見は以下の3点に要約できる。第一は、自己破産に伴うスティグマはまだ顕在であること。第二に、破産を回避するための努力につながる労働は、女性と男性の両方に「女性の仕事」として概念化されていること。第三に、破産に陥ることは夫婦の緊張関係をもたらす反面、自己破産の申請により、離婚を回避することもあること。

Thorneは自己破産の今後の増加を予測し、社会学者として、破産に陥る原因を「自己責任」に帰結するのではなく、より大きな社会機構に向けるべきであるとする。経済情勢の悪化は解雇や収入減少を招き、一般の人々はそうした微妙な変動でたやすく自己破産に陥る。社会学的視点で自己破産者の実態を明らかにするというこの研究は、まさに「パズルの1片をはめ込む」ような行為かもしれないが、それが経済情勢の変革へとつながるのではないかと述べている。また、今後の破産法改正について、破産申請者へのミーンズテストの導入は7章破産の選択を阻害するもので債権者寄りの改正であることやクレジットカウンセリングの義務化に伴う危惧等を挙げている。しかし改正により新たな研究環境が期待できるとして、今後の継続的長期的研究に意欲を示している。

2、世帯債務に影響を及ぼす社会経済的、心理的変数 (Socioeconomic and Psychological Variable Influencing Household Debt by Ujang Sumarwan , ix, 105 . Iowa State University, 1993)

Sumarwanによる上記学位論文は、1993年にアイオワ州立大学の人間発達・家族研究科に提出された。主査はDr.Tahira k.Hira、他に2名（名前の綴り不明）の審査を受け、Ph.D.の学位を与えられたものである。主査のDr.Hiraは、日本の消費者教育学会ではよく知られた人物で、日本人研究者との交流も多い。

全体の章構成は、第1章～第7章、引用文献よりなる。各章のタイトルは以下のとおりである。

- 第1章 序論
- 第2章 文献レビュー
- 第3章 理論枠組み及び概念モデル
- 第4章 方法論
- 第5章 記述統計及び二変数解析
- 第6章 回帰分析
- 第7章 概要及び結論

第1章 序論において、Sumarwanはこの研究の背景及び必要性を述べている。要約すると、アメリカ合衆国において、1980年から1990年の10年間に、消費者信用残高は3,490万ドルから7,980万ドルへと劇的に増加し、それに伴い世帯収入に占める債務負担率も1987年には19.3%へと増加した。この背景には、消費者信用の利便性が大きく影響している。消費者信用は、現在の消費に将来の収入を適合させることであるが、使い過ぎや収入の変化等のコントロール不能の状況に陥り、多くの人たちが返済困難に直面している。Sumarwanは、これを防ぐには家計収入を管理する技術や複雑な社会の仕組みを理解する学習の機会を持つことが必要とされているというDr.Hira (1982)⁵の説を引用する。世帯全体の債務額、返済額、債務弁済方法は、その世帯の借金に対する習慣を現している。これらに影響を及ぼす要因を検証することで、教育者、クレジットカウンセラー、債権者等に債務者の特性を提供しようと述べている。

Sumarwanは研究方法として、先に取り上げたThorneのインタビュー法とは対照的に、数理統計手法により債務者の特性を分析した。用いた変数は、世帯債務との関わりを明らかにする社会経済的変数とKatona (1975)⁶やVan Raaiji (1981)⁷が指摘する消費者行動と経済の変化との関係性を明らかにする心理的変数の2つである。

第2章では、(1) 世帯債務の概念及び測定、(2) 世帯債務に関わる社会経済的特性、(3) 世帯債務に関わる心理的変数の3節に分けて、関連の文献レビューを行なっている。

5 Hira, T.K.1982. Socioeconomic characteristics of families in bankruptcy. *Canadian Home Economics Research Journal*, 32 (1) , 26-31.

6 Katona. G.1975. *Psychological Economics*. New York: Elsevier.

7 Van Raaiji. 1981. Economic psychology. *Journal of Economic Psychology*, 1, 1-24.

なお、第1節では更に「世帯債務」、「消費者と担保付債務」、「借り手のリスク」の3項に、第2節では、「ジェンダーと人種」、「配偶関係」、「雇用状況」、「世帯規模」、「年齢」、「教育（レベル）」、「世帯収入」の7項に分けている。Sumarwanはこの章において、多くの関連文献を紹介しているが、世帯債務に関わる研究はそれぞれ異なる指標で集計されているため、その結果もそれぞれ異なる結果を示していると指摘している。たとえば、筆者の関心に引き付けて、第2節1項の「ジェンダーと人種」におけるSumarwanの指摘を紹介してみよう。BloomとSteen⁸による「ジェンダーと人種は、稼得に反映し、借入れ行動に影響を及ぼしている」とする研究では、一般に男性の方が債務額が高く、女性と比べておよそ3倍であり、男女同程度の収入グループでも、男性の方が債務額は多いと指摘している。一方、Villegas⁹の「世帯債務にジェンダーは関わりない」との研究結果があるが、単身者の男女の調査であったというもので、この差は調査対象者や使用データの違いから生じていると述べている。Sumarwanは、「債務額」を無担保融資の債務だけではなく、担保付き債務も総債務額に加えて分析を行なうことにこだわりを見せている。

第3章でこの研究の理論枠組を明らかにしており、「概念モデル」は、「借入れにおける経済的・心理的理論」、「借り手リスクの理論」及び過去の研究結果を結合させ発展させたものである。

第4章は、方法論についての記述である。データは、1989年のSurvey of Consumer Financesからのものを使用している。独立変数には、ジェンダー、人種、配偶関係、雇用状況、世帯規模、年齢、学歴、資産、将来の収入認識、credit attitudeを、従属変数には、債務総額、弁済総額、債務弁済パターンを設定している。分析方法は、独立変数と従属変数をクロス集計し、度数分布、平均値、中央値、標準偏差により、モデルの全変数の記述統計量を現した。債務総額との関わりを回帰分析で、支払パターンの質的分析をプロビット分析で行った。

第5章、第6章は数理統計の分析結果について記述している。

第7章 最終章として、Sumarwanはこの研究から得られた知見、結論及び含意を述べている。社会経済的変数と心理的変数により明らかにされたことは、およそ以下のとおりである。

① ジェンダー、配偶関係は債務総額、弁済総額、弁済パターンに大きく影響している。男性と既婚者、女性と未婚者がそれぞれ同様の傾向を示しており、前者は、債務総額が後者より高い傾向にあった。世帯規模は債務総額のみに影響している。

② 雇用者は非雇用者と比べて、債務総額、弁済総額とも高く、弁済パターンは分割払いの傾向がある。雇用者は借り手としての潜在性が高く、債務不履行のリスクが少ないといえる。退職者は債務総額、弁済総額とも低く、弁済パターンは分割払いの傾向がある。債務不履行の危険度が高いのは非雇用者といえる。

8 Bloom, D. E. & Steen, T. P. 1986. Living on credit. *American Demographic*, 9, 22-29

9 Villegas, D. J. 1982. The Impact of usury ceilings on consumer credit, *Journal of Finance*, 37, 941-954

1990. Regulation of creditor practices: An evaluation of the FTC's Credit Practice Rule. *Journal of Economic business*, 42, 51-67

③ 教育レベルと年齢は債務総額、弁済総額、弁済パターンに大きく影響している。教育レベルの高い人の方が、債務総額は高く、弁済パターンは分割払いの傾向が高い。世帯債務は37歳がピークを示している。

これらのことは、マーケティング戦略や金銭管理教育等に大いに役立つ情報といえること、また、研究結果から年齢、持ち家、収入、雇用を勘案する既存のクレジットスコアリング体系が確認できたが、この他にジェンダー、配偶関係、教育レベル、世帯規模、心理的特性といった要因も有効な情報を提供していると述べている。

まとめ

二つの論文は共に、アメリカ合衆国における個人債務に関わる研究テーマであり、前者は、自己破産者のステイグマについて、後者は世帯債務に影響を及ぼす要因についての実証研究であった。これらは方法論、章構成において非常に対照的であった。

まず方法論では分析手法に、前者は少数の回答者を対象にしたインデプスインタビューによる質的調査を実施しており、後者は大規模調査による公的データを使用して数理統計分析による量的調査を行なった研究であった。

質的調査と量的調査について、Thorneは、Becker¹⁰の主張「質的調査、量的調査とも同じ認識論に立っており、両調査ともいかに社会が機能しているかを見据え、社会的真実を明らかにし、特定の事例について、ある回答を導き出すための試みである。しかし、量的調査は数値の違いを調査するのに対し、質的調査は違いを立証することではなく、関係性の仕組みを明らかにすることであり、たとえば『影響』や『依存』といった相互の位置関係を明らかにすることである」を受け入れている。Thorneがこの研究において追求した3つの関係性、すなわち、一般人と汚名を着せられた人々、夫と妻、社会構造と個人の関係性は、Thorneの意図した質的調査によって、その目的は十分に達成されている。特に、4組の夫婦のインタビューを通して自己破産者の多様性を示す分析手法を、Thorneは「(サンプル)数は少ないが、そのインタビューの回答(結果)は無視できない大きさだった」と述べているが、このことは今後の筆者の研究に大いに示唆を与えるものであった。

一方、Sumarwanは、数理統計手法を駆使して、数値の差を追求している。10項目の独立変数のうち、たとえば、ジェンダーは「男性」「女性」、配偶関係は「既婚」「未婚」「離婚」「死別」、人種は「白人」「白人以外」、雇用状況は「雇用者」「非雇用者」「退職者」といったカテゴリー別の差を仮説検定統計処理により一般化しているが、Thorneの論文とくらべると、分析の物足りなさは否めない。社会調査において、どのような方法論を選択するかは、研究者のもつ問題意識や何を明らかにしようとするのかという理論的前提

10 Jessor, Richard, Anne Colby, and Richard Schweder (Eds.). Forthcoming. (2003年2月現在) *Essays on Ethnography and Human Development*. Chicago: University of Chicago Press.

と深くかかわってくる（天野ら、1980、伊藤ら、1980）。方法論の吟味は研究テーマをいかに深化できるかにかかり、今後、筆者にとっても重要な課題である。

次に章の構成の違いについてである。Thorneの論文は、破産のプロセスを重視した自由な章構成をとっており、破産前、破産申請中、破産後のスティグマと流れていく。この章構成は、他の典型的米国の大学の学位論文とは異質と言っても良い。これに対し Sumarwanの論文は、問題意識→文献レビュー→方法論→結果→結論と典型的論文形式にのっとった展開である。こうした構成の違いは、インタビューによる質的分析と、数式を駆使した数量分析との方法論的違いに関連すると言えなくもない。

最後に、筆者の関心事 debtと gender の関係について言えば、二つの論文が、ジェンダー分析と言う特別の手法としてではなく、分析視点の中に、あるいは変数の中に、当然のこととしての位置付けを与えられている様に思われた。

以上2つの英文学位論文は、内容、形式とも今後の研究活動への重要な示唆を与えてくれたといえる。

引用文献

- 天野寛子・伊藤セツ・大竹美登利・森ます美（1980）「家庭経営学領域の調査研究における統計的仮説検定法の利用について（第1報）」『家政学雑誌』第31巻10号
- 伊藤セツ・天野寛子・大竹美登利・森ます美（1980）「家庭経営学領域の調査研究における統計的仮説検定法の利用について（第2報）家庭経営学とその隣接領域での利用状況」『家政学雑誌』第31巻10号
- 伊藤セツ・堀内かおる（1990）「家事労働に関連する1980年代のU.S.A.の学位論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第6号
- 粕谷美砂子（1999）「農業における女性の労働に関連する英文博士学位論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第24号
- 齊藤ゆか（2001）「ボランティアに関連する英文博士論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第28号
- 内藤和美（1993）「アメリカの女性学の学位論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第11号
- 中野恭子（1994）「世界システムと性別職業分離」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第13号
- 松葉口玲子（1996）「『非営利組織』と『女性企業』に関するU.S.A.の学位論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第17号

（みやさか じゅんこ 大学院生活機構研究科博士後期課程院生）